

「ひろしま子供の未来応援プラン」 <素案> に係る県民意見募集の結果について

1 意見の件数

11人・1団体

提出方法：電子メール：11人・1団体

2 意見の内容及び意見に対する県の考え方

No.	意見の内容	県の考え方・対応方針	関連するページ
1	子供の成長にそって時系列に内容を見ることができれば、さらにわかりやすいのはいか。	<p>県民の皆様によりわかりやすくプランの内容をお伝えするには、どのように工夫したらいいのか、現在、内部で検討を進めているところです。</p> <p>プラン全体は文字数も多いため、プラン策定後にはプランの内容を凝縮した「概要版」を作成する予定ですが、その際には、御意見のあった「子供の成長にそって時系列に…」などの視点についても検討してまいりたいと考えております。</p>	全体
2	取組の方向だけで具体的な事業などが書かれていないのはなぜか。具体的な取組みが知りたいが、別に公表されるのか。	<p>このプランは、子供・子育て施策全体の目指す姿とその実現に向けた取組の方向性をお示しするものです。</p> <p>具体的な事業は、プランの取組の方向に沿って毎年度見直し、改善を図りながら実行していくこととしております。</p> <p>その内容につきましては、毎年度「施策及び事業案の概要」等により、ホームページ等に掲載しております。</p>	4 30ほか
3	(6)子供の健康・生活習慣づくりの「取組の方向」に、食育に関する、保育所や学校との取組を追加してはどうか。	<p>食育については、御意見の趣旨も含め、望ましい食習慣をはじめとする基本的な生活習慣づくりを推進する旨取組の方向に記載しております。</p> <p>具体的には、関連計画の「第3次広島県食育推進計画」に基づき、保育所、幼稚園等における食に関する相談・助言や体験、学校における食に関する指導等の取組を行っており、今後も関連計画と調和を図りながらこのプランを推進してまいります。</p>	46
4	広島県食育推進計画などの成果指標とあわせるため、(6)子供の健康・生活習慣づくりの「現状」に記載されている共食の割合等のデータも、参考指標に追加してはどうか。	<p>本編の「現状」に記載している「朝食又は夕食を家族と一緒に食べる「共食」の割合の増加」を参考指標に追加します。</p>	46
5	ネウボラのように、出産前から担当相談員に支援してもらえるのはとてもありがたいと思っており、このような支援をどの市町に住んでいても受けられるようにしてもらいたいが、ネウボラとNICU（新生児特定集中治療室）などの医療機関との連携はどのようになっているのか。	<p>NICUに入院していた子供に限らず、医療的ケアが必要な子供への支援については、医療機関が居住地の市町ネウボラ等母子保健担当課と連携を図り、子供と子育て家庭を支援する取組を行っております。</p> <p>今後も、医療機関と市町ネウボラ等母子保健担当課の連携について推進してまいります。</p>	49～52

6	<p>待機児童の問題を含む保育環境を早急に整えて欲しい。</p> <p>希望の園に入れず願書を出し続けている子供達の数も待機児童と同じ様に重要視するべきである。</p> <p>小規模保育園が増えたが、3歳になった時には、必ず行先が決まっている状態にするなど配慮すべきである。</p> <p>さらに、保育園の選考基準も、正規・非正規の働き方に関わらず、育児休業が明けた乳幼児は保育されるように支援をしていただきたい。</p>	<p>待機児童解消に向けて、これまで保育所等の整備を進め、平成22年度からの9年間で約9千人分の定員増を図ってきたところです。</p> <p>小規模保育事業は、待機児童の大半を占める3歳未満児を重点的に受け入れるため、0歳から2歳児を対象にした定員が19人以下の小規模保育施設として平成27年度から制度化されてものであり、市町において認可されている施設です。</p> <p>小規模保育園卒園後の入所先の確保や、保育所の選考基準の見直しなど、各市町で取り組むことも含め、市町と協力して保育環境の整備に取り組んでまいります。</p>	57～60
7	<p>待機児童数ゼロを目標にするからずっと達成できない。目標をマイナスにして、年度中途からでも入ることのできる、余裕ある状態にすべきである。</p>	<p>平成31年4月の待機児童数は128人いることから、まずは4月の待機児童解消を目指し、入所希望者が増加する年度中途についても、待機児童の解消に向けて、市町と協力して取り組んでまいります。</p>	57～60
8	<p>放課後児童クラブも保育と同様、目標をマイナスにして、余裕ある状態にすべきである。もっと言えば、全児童が入れるように、全児童が夏休みなども給食を学校でとれるようにならないものか。</p>	<p>放課後児童クラブの待機児童数は令和元年5月で189人いることから、まずは低学年の待機児童数解消を目指し、高学年も含めた待機児童の解消に向けて、市町と協力して取り組んでまいります。</p> <p>放課後児童クラブにかぎらず、地域における子供の居場所としては、放課後子供教室や児童館など、様々な拠点があり、子供が安心して過ごすことができるよう、効果的・効率的なあり方について検討を進めてまいります。</p>	57～58 61～62
9	<p>参考指標の放課後児童支援員の研修受講者が現状値より目標値が少ないのはなぜか。子供が楽しく過ごせる放課後児童クラブにしてもらうためにも、研修受講者や資格者を増やしてもらいたい。</p>	<p>放課後児童支援員は研修受講が必須であり、今年度までは現在放課後児童クラブに勤務している職員が研修を受講していました。</p> <p>この結果、放課後児童支援員を一定程度確保できたため、令和2年度からは、新たに放課後児童支援員となる人を中心とした研修となり、現状よりも少ない人数の研修で支援員の割合は高めることが可能となります。</p> <p>引き続き放課後支援員支援員の研修を行い、放課後児童クラブの質の向上に努めてまいります。</p>	57～58 61～62
10	<p>働き方改革、男性の育児休業取得率は、5年後で、この程度の目標にしか届かないのか。</p>	<p>働き方改革に取り組む企業の割合及び男性の育児休業取得率の目標値につきましては、プランの64ページに記載のとおり、令和3(2021)年度以降の目標は、次期県総合計画(「ひろしま未来チャレンジビジョン」)策定に併せて設定する予定です。</p>	63～64
11	<p>胎児・妊婦の受動喫煙の危害防止が抜け落ちているように思う。</p> <p>次の点を盛り込むようお願いする。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・何人も、20歳未満の者及び妊婦と同室する住宅の居室内、これらの者と同乗する自動 	<p>受動喫煙の防止については、令和2(2020)年の改正健康増進法及び改正広島県がん対策推進条例の全面施行を踏まえ対策を徹底する旨、取組の方向に記載しております。</p> <p>改正法では、子供や患者等が主たる利用者と</p>	69～70

	<p>車の車内その他これらの者に受動喫煙を生じさせる場所として規則で定める場所においては、喫煙をしてはならない。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・喫煙区域を設ける場合において、当該喫煙区域に20歳未満の者及び妊婦を立ち入らせてはならない。 ・喫煙区域への20歳未満の者及び妊婦の立入りが禁止されている旨の掲示の義務付け ・妊婦は、喫煙をしてはならない。 <p>さらに、子供らの利用する、観覧場、運動施設、動物園、植物園、遊園地、公園などでの禁煙規定が不可欠である。</p>	<p>なる施設において原則敷地内禁煙と定められているところです。さらに改正条例では、子供が主たる利用者である学校(幼稚園、小学校、中学校、高等学校等)及び児童福祉施設等に対して上乗せの規制を行っております。</p> <p>まずは、改正法及び改正条例で規定する受動喫煙防止対策を推進してまいります。</p> <p>また、御意見のうち、能動喫煙にあたる妊婦の禁煙については、知識の普及、情報提供に取り組む旨記載しており、具体的には、市町の妊産婦教室等において、喫煙が及ぼす健康への影響等を情報提供するなどの取組を行っており、今後も引き続き、啓発してまいります。</p>	53～54
12	<p>子供の時から「初めからタバコを吸い始めないことの大切さを伝える」教育、啓発が大切で不可欠で、この対策が無いことには、子供や青少年への説得力に欠ける。</p>	<p>学校教育においては、喫煙は生活習慣病などの要因となり、心身の健康を損ねることなどを理解させることを目的として、児童生徒の発達段階に応じて、保健体育科や、特別活動をはじめ、学校教育全体を通じて指導を行っており、今後も適切に指導してまいります。</p>	45～46
13	<p>禁煙治療費の助成(特に子ども・妊婦など家族と同居する喫煙者の)、「健康づくりや子ども支援基金」の新設も検討すべきである。</p>	<p>たばこを吸う人、吸わない人それぞれの立場で、様々な考えがあるかと思えます。広島県ではたばこを吸う人、吸わない人の双方に配慮した施策を進めていきたいと考えております。</p> <p>頂いた御意見は今後の取組の参考にさせていただきます。</p>	69～70
14	<p>「しつけ」と「体罰、虐待」の間には明確な線引きがあるのか。</p>	<p>親には、子供の利益のために監護・教育をする権利・義務があります。このため、親は、子供を養育し、教育するためのしつけをしますが、たとえしつけのためだと親が思っても、子供の身体に、何らかの苦痛を引き起こし、又は不快感を意図的にもたらす行為(罰)である場合は、どんなに軽いものであっても体罰に該当し、令和2年4月からは法律で禁止されます。</p>	77～79
15	<p>児童虐待は親の精神疾患や子供の時に虐待を受けたトラウマなども原因となると聞いたことがあるが、そういった方への支援はあるのか。</p>	<p>親に精神疾患や被虐待歴によるトラウマがあれば、児童虐待が必ず発生するというわけでは決してありませんが、虐待の重要なリスク要因の一つであるといわれております。</p> <p>児童虐待は、家庭内の様々な問題が重複、連鎖することにより発生するため、多くの関係機関が連携、役割分担のうえ、協働して支援を行います。親に精神疾患がある場合は、精神保健分野による支援が不可欠になります。</p> <p>また、こども家庭センター(児童相談所)では、子供の時に虐待を受けたことによりトラウマを抱える親などに対して、外部の臨床心理士と連携し、個別カウンセリング等のケアを行っております。</p>	77～82
16	<p>ひとり親家庭の大学進学率向上に向けて、これからどのような取組を行っていくのか。</p>	<p>ひとり親家庭が個々の状況や課題に応じた必要な情報や適切な支援を受けることによって、子供の高校卒業後の進学率の向上が期待で</p>	91～96

		<p>きるため、既存の就労支援や学習支援等に加え、市町の母子父子自立支援員などによりオーダーメイドによる最適な支援メニューが提供できるよう、人材育成や関係機関・部署の連携を行ってまいります。</p>	
17	<p>ひとり親家庭は将来の教育費に不安を抱えている。県で給付型の奨学金を作ってもらえないか。</p>	<p>ひとり親家庭に限らず、令和2年4月から高等教育の修学支援制度が実施されることになっており、新制度の対象者には、授業料や入学金の全部又は一部が減免されるとともに、給付型奨学金が支給されることになっております。</p>	91～96
18	<p>プランに掲載されている成果指標等のデータソース（出典）を記載すべきではないか。</p>	<p>資料編の「指標一覧」において、成果指標等の出典をお示しします。</p>	128
19	<p>わかりにくい言葉があるので「用語解説」を入れるとよいのではないか。</p>	<p>資料編に「用語解説」を設けます。</p>	151